

平成25年(ワ)第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 137名

被告 東京電力株式会社, 国

原告第54準備書面

(低線量被ばくによる健康影響の知見及び本件原発事故と相当因果関係が認められる損害の範囲等について 被告国準備書面(19)に対する認否・反論)

2015(平成27)年2月16日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克

少鈴木弁
少木護
少克士
外

第1 はじめに

本準備書面は、被告国の平成26年12月15日付準備書面(19)に対する認否及び反論を行うものである。

第2 第1について

認否の限りではない。

ただし、被告国は、中間指針等で示された賠償の範囲を超える部分については「特段の主張立証」がない限り相当因果関係が認められないとして、通常よりも立証責任が加重されているかのような主張をするが、これは明らかな誤りである。通常の主張立証で足りることは明らかである。

第3 第2について

1 1項について

(1) (1)について

ア 第1段落について

否認する。

証明が難しいとされているのは、あくまでも現在の科学的知見においてであり、科学的知見の進歩によって証明される可能性が否定されているわけではない。

イ 第2段落について

ワーキンググループ報告書（乙B1）の記載は認め、その余は否認する。

低線量被ばくの方が短時間で被ばくした場合よりも危険性が高い可能性を示唆する研究成果もあり（甲B13, 甲B14）、低線量被ばくの方が健康影響が小さいとの推定には疑問が投げ掛けられている。

(2) (2)について

ア 第1段落について

ICRPの1990年勧告が参考になることは認め、1990年勧告が基礎として統計データの信頼性は不知。

1990年勧告は、第1章緒言1.2(6)において、「低線量により生ずる障害の確率を予測するには、多くの科学的判断を要する。観察されたデータの大部分は、もっと高線量かつ通常は高線量率で得られたものである。」としており、むしろ、ICRPは、基礎とした統計データの信頼性については控え目な評価をしていたものと思われる。

なお、このことは、1990年勧告の価値を否定するものではない。なぜなら、同じく第1章緒言1.2(6)に「委員会の目的は、委員会自体の専門委員会と課題グループからばかりでなく、外部の情報源からの幅広い専門的意見に基づき、放射線被ばくの結果について合理的な合意に達することである。・・・被ばくの結果とその意味合いの推定には、広い学問分野にわたる科学的判断のみならず、社会的、経済的判断も必然的に含まれる。」とあ

るとおり、ICRP勧告は、科学的知見のみに依拠した勧告ではなく、社会的、経済的判断も包摂した社会合意形成を目的とするものだからである。

イ 第2段落について

認める。

ウ 第3段落について

認める。

エ 第4段落について

1990年勧告に係る記載があることは認めるが、引用の仕方が恣意的である。

被告国が引用する前段部分は、正確には、「線量限度は、経済的および社会的要因を考慮に加えたうえ合理的に達成しうるかぎり低いレベルの線量の達成を目指す、防護体系の一部を構成しているにすぎない。それは目標とみてはならない。委員会の見解では、線量限度は、規則的な、長期に及ぶ、そして計画的な職業被ばくが、ちょうどぎりぎり耐えうると合理的にみなすことのできる点を表しているのである。」（甲B2/50頁（169））との記載である。これは、換言すれば、職業的被ばくにおいても、各種の防護措置によって可及的に被ばく線量を低減させるべきであり、線量限度の設定はその各種の防護措置のうちの1つに過ぎず、かつ、これが適用されるのは規則的かつ計画的に被ばくする職業被ばくに限定され、しかも、そのような場合においても許容できるぎりぎりの上限であるという趣旨と解される。

また、被告国が引用する後段部分は、正確には、「実効線量の制限により、実効線量が限度値で長期間続いたと仮定しても、ほとんどすべての組織・臓器に確定的影響を起ささないことは確実である。しかしながら、おもに外部被ばくの場合、実効線量限度を用いるだけでは防護上必ずしも十分とはいえない組織が2つある。それらは、実効線量に寄与しない眼の水晶体と、局所的な被ばくとなることの多い皮膚である。これらの組織については、それぞれ線量限度が必要となる。」（甲B2/50頁（171））との記載である。

すなわち、職業被ばくに関する線量限度を採用しても、眼の水晶体と皮膚については確定的影響があり得るのである。

オ 第5段落について

否認する。

職業被ばくに関する線量限度を一般市民に適用することなど到底許されないものであり、一般市民について「容認できる上限の数値をしめしたものとみること」など断じてできない。

カ 第6段落について

否認する。

I C R P 勧告は、合意形成のための勧告であり、調査報告ではない。

(3) (3)について

ア 第1段落について

1990勧告がLNTモデル（仮説）を前提としていることは認め、その余は否認する。

被告国は、「上記で述べたような放射線の人体に対する影響が、これまで科学的に証明されている」と主張するが、1990年勧告は科学的な証明をしているものではないし、被告国の主張を見ても特に科学的に証明されている事項への言及は見当たらない。

イ 第2段落について

認める。

ウ 第3段落について

認める。

なお、LNTモデル（仮説）では低線量被ばくのリスクが過小評価されている可能性があることを示唆する研究成果（甲B13、甲B14）もある。

エ 第4段落について

乙B1及び丙B1の研究成果があること、ワーキンググループ報告書（乙B1）の記載は認め、その余は否認する。

これらの知見や見解があることは承知しているが、いずれも、低線量被ばくに健康被害が無いことを証明するものではない。

2 2項について

(1) 第1段落について

認める。

(2) 第2段落について

認める。

(3) 第3段落について

不知。

被告国がどのような知見や情報に基づいて区域設定を行ったか分からないが、一般公衆の防護のために区域を設定するに当たり、職業被ばくに関する1990年勧告を根拠としたのであれば、不当と言わざるを得ない。

(4) 第4段落について

認める。

3 3項について

(1) 第1段落について

認める。

(2) 第2段落について

概ね認めるが、帰還困難区域等について1000万円を加算して600万円を月額に換算した場合の将来分を控除すると結局幾らになるのか良く分からないので、具体的に説明されたい。

(3) 第3段落について

「一般人が放射線被曝への恐怖や不安を抱くこともあると考えられることを踏まえ」の点は否認し、その余は概ね認める。

被告国は、「恐怖や不安を抱くこともある」と述べ、一部の者にそのような事情が生じたこともあり得るという趣旨の主張をする。しかし、中間指針追補は、「少なくとも中間指針追補の対象となる自主的避難等対象区域においては、

住民が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面がある。」(乙C1-2/3頁)、「特に本件事故発生当初において、大量の放射性物質の放出による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことは、年齢等を問わず一定の合理性を認めることができる。」(同7頁)としており、「こともある」といった曖昧な表現は用いていない。

4 4項について

(1) 第1段落について

認める。

(2) 第2段落について

被告国が年間20mSvの積算線量を1つの基準として避難指示区域を設定したこと、被告国がこれを踏まえて避難指示等対象区域内の人々に対する損害の範囲に関する考え方を示したこと、被告国が自主的避難等をした人々について「自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」について一定の範囲で賠償すべき損害に含まれるとの考えを示したことは認め、年間20mSvを基準とした理由は不知、その健康影響の程度は争い、その余は否認する。

被告国は、自主的避難者に対する賠償の考え方を示した理由として、「可能な限り広くかつ早期に救済するとの観点から」と主張する。たしかに、中間指針追補にはその旨の記載があるが(乙C-2/1頁)、中間指針追補が公表されたのは平成23年12月6日であり、本件原発事故から約9か月間もの間、被告国は自主的避難者に対する賠償について一切考えを示さなかったのであり、とても「早期」とはいえない。

また、賠償すべき損害に含まれるとされたのは、上記の精神的苦痛だけでなく、「自主的避難によって生じた生活費の増加分」及び「避難及び帰宅に要した移動費用」もあった(乙C-2/5頁)。また、これらの合計が40万円や8万円では、適切な金額とは到底言えない。

なお、被告国が主張する「放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」は、中間指針追補においては、自主的避難等対象区域に滞在した者に認められる損害である。ちなみに、被告国は、上記のように自主的避難者と滞在者によって損害を分けているが、自主的避難者の多くは、一定期間滞在し、その後に避難しているので、避難による精神的苦痛と滞在による精神的苦痛が併存する。

(3) 第3段落について

全て否認する。

被告国は、「福島第一発電所事故に起因して実際に生じた被害の全てが、福島第一発電所事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象となるわけではない」として、曖昧な表現で損害の範囲を限定しようとするが、原発事故が発生すれば通常発生する損害（いわゆる通常損害）であれば相当因果関係は認められる。

また、被告国は、「中間指針等で示された賠償の範囲を超える部分については、特段の主張立証がない限り、相当因果関係は認められない」として、あたかも立証責任が加重されているような主張をするが、そのような解釈は誤りである。

更に、被告国は、「不安感や危惧感にとどまるもの」は賠償の対象とはなり得ない旨主張するが、被ばくは「不安」を超えて「恐怖」であり（中間指針追補も「恐怖や不安」という言葉を用いている。）、「恐怖」は賠償の対象となる。

以上